

---

特集 第12回ワシントン条約締約国会議 (CoP12) 開催

## ワシントン条約をめぐる「いま」

小原 秀雄

JWCS 会長 (会報掲載時)・女子栄養大学名誉教授

### ワシントン条約の動向を支配するもの

ワシントン条約 (CITES) の現状は、この10年の間に徐々に変化してきている。

現代の世界は、国際秩序の上で力が強いものが支配的影響力をもつ。その力とは軍事力と経済力とである。それが表に出て、誰の目にも強い者が勝つとわかるようになってきた。CITES の締約国会議の動向からみると、軍事力はあまり直接的に反映されていないが、経済力の動向が支配しており、表に出てくるのは途上国 (多くの野生生物の生息地) の経済要求に基づいた様々な手法での利用である。しかし底流では先進国の企業利用との結びつきはもちろん誘導がある。最も顕著なのは、各国間の利用推進の相互協力である。それは例えばアフリカゾウでジンバブエの利用を支持し、代わりに自国のタイマイ取引に賛成してほしいといった取引である。あるいは経済支援をする代わりに、附属書格下げ、取引再開提案を支持してほしいというやり方である。かつては保全に資金援助をしてくれるならば、利用を撤回してもよいと途上国から示唆した例もあったが、現在は保護への資金支援は先進国の経済状態から縮小しがちである。このような状況下で現在条約強化を支えるのは、国際世論と理解ある各国代表の地球環境保全への危機感と、条約提案当時の IUCN の自然保護への健全な理念の残光のみである。

1992年のブラジルサミットで提案された Sustainable Development と連動して解釈された Sustainable Utilization (S.U.) の概念が国際的通念となり、生物多様性条約にもそれがふれられている。その結果 IUCN においても S.U. が基本理念となった。CITES の条約事務局、TRAFFIC なども、この理念を主張する。隠された意図は別としても、野生生物の過剰利用を防止し絶滅の危機から守るには利益を生むようにしなければならないというわけだ (持続可能な利用は、保全と表裏とも主張する)。

S.U. の機能として、ある場合には途上国の貧困の解決が上げられる。しかし、それは動物を殺さないで (それは途上国の自然を切り売りしないことである) 利用する観光などの方法によるべきである。もちろん貧困の問題は自然保護の結果ではない。貧困の解決は別途に考えるべきものなのに、なぜ野生生物界に負荷をかけようとするのだろうか。貧困の解決を野生動物と自然生態系の破壊ですませようとするのはおかしいの一言に尽きる。実際に、うまくいった例はない。ただ、それが業界の利益になるのは確かである。

### 日本の姿勢と日本が抱える問題点

大気や水などでは日本 (政府) の姿勢は EU やアメリカとそれほどひどく違って地球環境に悪化を及ぼす程度ではない。なのに野生生物に関しては、突出して利用を推進する。そのわけの一つは、野生生物と家畜の区別がないことと、野生生物保全が自然保護はもちろん人間の自然環境保

全と結びついていない、情念的な動物愛護だと（愛護の心が大切と信じ、活動する内外の団体が多いのも事実だが）思いこんでいる（そう思いこませたまの方が利用推進派には都合が良い）ことにある。この思いこみはマスメディアが捕鯨問題を介して長い間日本国民に PR した「おかげ」である。関係者も依然としてそう思いこんでいるのが大部分だ。野生動物と家畜、あるいは飼育下の動物との差異は全く理解していないようだ。

もう一つ特筆されることは、保護の国際的動向に対して、じつと批判をかわしていればそのうちに利用に流れが変わるとみなし利用推進に執着する日本（政府）の態度である。クジラ類の捕鯨と取引は、最近の動向の変化にうまく乗って、（日本政府にとって）うまくいくかのように見える。これは冒頭に述べた力の論理の一例で、日本の経済力が可能にしつつある一例である。

長い期間海外からの批判に耐えられたのは、日本における保護の理論が弱く NGO が国内問題を中心に活動してきたからでもある。また、NGO が国内的視点に「内向き」になってしまっている。地球環境関係の NGO さえ野生生物利用反対がやはり愛護で、人間環境について考えていないのだとみなす傾向がある。さらに途上国支援がそれに加われれば反対は難しくなる。象牙問題がその典型であろう。途上国の人々の方が野生動物より大切だというわけだ。同じ構図が海棲のウミガメ、とくにタイマイにあてはまる。キューバへの支援という大義名分（？）がある。また、USA との険しい関係にあることから USA に批判的な人々を惹きつけられたのかもしれない。それにしても、なんでも営業に結びつけられるのである。NGO の募金にカメの危機が役立つと述べたテレビ番組があった。しかし、そこでは、取引で業者が利益を得る点にはふれられなかった。

## 今後の課題

殺さない野生生物の利用法が長続きするしくみ（観光もその一つ）を発展させねばならない。新しい経済発展でもある。自然生態系は生物多様性が保存されているので、野生動物の保存は森林を退行させないことと同じとなる。その意味で、野生生物界の保全は植林になぞらえて理解することができる。

先進国にとっては、消費規制、保護活動の支援、連帯、教育、広報といったことが重要な課題である。日本では、とりあえず CITES の厳守をはじめとして、野生生物の保全をめざして他の地球環境問題への視点と活動とを強化することを最も進めねばなるまい。

すでに述べたとおり日本の政府はこれに逆行する姿勢をとっているわけであるが、こうした流れに歯止めをかけようとするのが NGO だ。野生生物から成る自然はその国の人々ならず地球のかけがえのない財産であるが、NGO は国境なき医師団に代表されるように、国家ワクを越えて活動するからである。先進国の NGO は第三の力として、国際的に保護理念を守らせるように力強くならねばなるまい。WTO や世銀への圧力となったような力を、自然保護、野生生物保全の分野でも起こさなければならぬ。特に、日本は国際的に重要な役割を占めている。CITES を厳守することの保護上の意義を日本の NGO にわかってもらわなければならない。また、野生生物を絶滅に追い込む人々の記録をしておくことなども、保護を強化する圧力ともなるであろう。

野生動物が本来の野生のくらしを取り戻せるのはいつの日だろうか。

（JWCS 会報 No. 31 2002 年 10 月より転載）